

議案第 号

阪神水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、阪神水道企業団規約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和37年兵庫県指令地第1700号）の一部を次のように変更する。

第2条中「宝塚市」を 「宝塚市
明石市」 に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号

阪神水道企業団規約の変更に関する協議について
阪神水道企業団規約(昭和37年兵庫県指令地第1700号)新旧対照表

現行	改正案
(企業団を組織する市) 第2条 企業団は、次の市をもつて組織する。 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 <u>宝塚市</u>	(企業団を組織する市) 第2条 企業団は、次の市をもつて組織する。 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 <u>宝塚市</u> <u>明石市</u>

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

阪神水道企業団規約の変更に関する協議について

1. 阪神水道企業団の概要

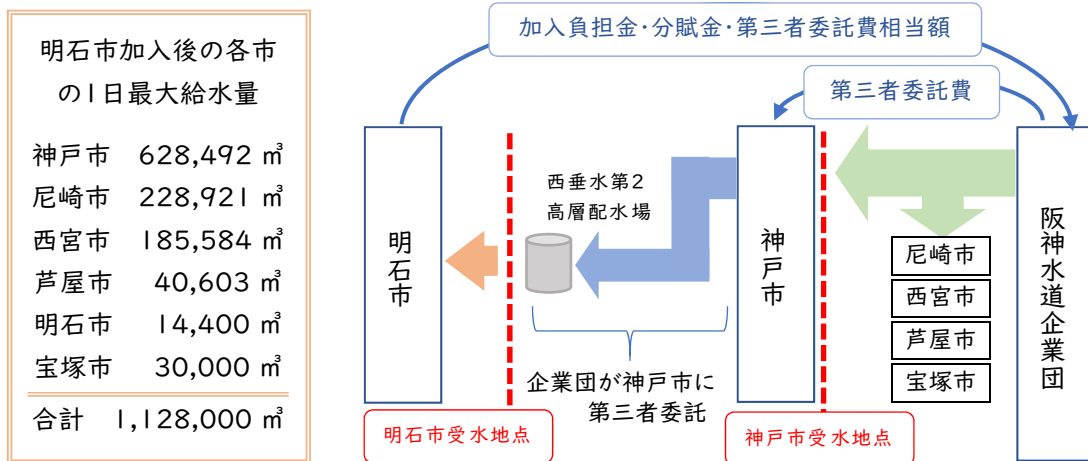
琵琶湖・淀川水系を水源とする用水供給事業者で、現在の構成市は神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・宝塚市の5市、1日最大供給能力は112万8千 m^3 、オゾンと活性炭処理を取り入れた高度浄水処理水となっています。本市は2017年度から受水を開始しています。

2. 明石市の現状

明石市水道事業経営戦略(2017年度策定)において、安定水源の確保、経年化が進む浄水場の整理・統合等総合的な観点から、明石川での取水を取りやめ、他事業者からの新規受水を行う方針を示しています。

3. 明石市への供給内容

- (1) 供給開始時期 2025年4月1日
- (2) 供給水量 1日最大給水量14,400 m^3 /日(1日平均給水量10,080 m^3 /日)
- (3) 供給スキーム 阪神水道企業団と明石市は直結管で結ばれていないため、水道法における第三者委託制度を活用し、神戸市の施設を経由して供給します。



4. 本市への影響

人口減少等により各構成市の有収水量が減少している現状において、明石市への新規供給は、阪神水道企業団の施設能力の有効活用となるため、将来的な負担増加の抑制につながります。

なお、明石市の供給水量をまかなうために、本市以外の構成市4市が1日最大給水量を減量する予定であり、明石市の加入負担金は、減量する市で按分されます。

5. 今後の予定

2024年3月の阪神水道企業団議会において関係議案の議決を得る予定です。